

物品売買契約書(案)

令和 年 月 日

甲 契約担当者 住 所 秋田県大仙市大曲上栄町13番62号
氏 名 秋田県仙北地域振興局長 黒澤 正弘 ⑩

乙 契 約 者 住 所
商号又は名称
氏 名 ⑩

次の物品の売買については、秋田県財務規則を遵守し、契約締結の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

1. 物品名、規格品質等

物 件 名	数 量	契 約 価 格 (円)	うち消費税額及び地方消費税額 (円)
道路メンテナンス工事等 建設工事発生物件	32.073 t		

2. 搬 出 期 限 令和8年10月30日
3. 引 渡 場 所 大仙市飯田地内（大曲西道路飯田高架橋下ヤード）
仙北地域振興局 敷地内
4. 契 約 期 間 令和 年 月 日から令和8年10月30日まで
5. 特別契約事項 次のとおり

(契約保証金)

第1条 乙は、契約保証金として金〇〇〇〇〇円を甲に納付しなければならない。（※納付の場合）
秋田県財務規則第178条第〇号の規定により免除する。（※免除の場合）

(代金の納入)

第2条 乙は、甲が発行する納入通知書により、納期限日までに代金を納入するものとする。

(引き渡し)

第3条 甲は、売買代金の納入を確認したときは、引き渡し場所において売買物品を引き渡す。

乙は、売買物品の引き受け後は、速やかに物品受領書を甲に提出するものとする。

2 売買物品は、売買代金納入時の現状有姿とする。

3 一度引き渡された売買物品は、いかなる理由があっても、返品・交換はできないものとする。

4 乙が売買代金を全額納付したとき、危険負担は乙に移転する。その後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、乙が負うものとする。

5 搬出の費用は乙が負担する。

(契約の解除)

第4条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

(1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(2) 乙が納入期限内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙から契約解除の申出があったとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、登記簿謄本等に記載されているすべての者）が、この契約の履行期間中に暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当すると認められたとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 乙は、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

4 前項の場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、甲は、その契約保証金を違約金に充当するものとし、契約保証金の額が違約金の額を超える場合はその超える額を乙に返還するものとする。

(談合の場合の契約解除)

第5条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、行政事件

訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

- (2) 乙が、独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (3) 乙が、前2号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

（甲の帰責事由による契約解除）

第6条 甲は、第4条第1項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（賠償金）

第7条 乙は、この契約に関して、第5条各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 第1項の規定にかかわらず、乙がこの契約に関して第5条の各号の一に該当することによって生じた損害の額が第1項の賠償金の額を超える場合においては、甲がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、この契約を履行した後においても適用するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（その他）

第9条 この契約について定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。